

従業員ハハス輸送ニ當リツツアル會社事務員 小川盤ニ粘リ
 累行ヲ為シ且郵ニ全治約ニ週閉ノ場官ヲ共ニタルヲ以テ即
 時所轄官輪署ニ檢挙シ目下取調中

三 今後ノ見込

状況以上ノ通りニシテ一時友好輕ニタルモ七月二十四日ニ至
 リ會社側ニ於テ爭議責任者ノ解雇ノ意思ヲ表明スルニ至リタ
 ルヲ以テ一時交渉停頓ノ状態ニ在リ然レテ此ノ際會社側ニ於
 テ爭議責任者ノ解雇ヲ断念スルニ於テハ急遽解決ノ見込アル
 モ之ヲ断念セサルニ於テハ爭議団側ノ感情ヲ激化セシメ相當
 悪化スルモノト認メヨルヲ以テ勅向義至注視中

右及申(通)報俎也

別記 (一)

嘆願書 (七月五日)

- 一 日給共創昇給ノ件
- 二 請負員賃切下ノ總對反對ノ件
- 三 入部滿三ヶ月以上ノ勤続者ハ即時本座ニスル件
- 四 退職手當制度ノ改善即時實施ノ件
- 五 衛生設備改善ノ件
- 六 深後業ハ出来ル限リ撤廢ノ件
- 七 本座臨時工ヲ簡便點呼及勤務講習ノ場合ハ懇呼日給ノ一人
 勤務講習ノ場合ハ同シク五分支給ノ件

別記 (二)

回答 (七月六日)

- 一 日給ハ最低二錢ヨリ拾五錢迄ノ範圍ニ於テ調査ノ上至急昇給ヲ行フ
 請負員賃ハ合理的ニ定ムルコトニシ 賃價ノ切下ゲラ必要トセザル如ク
 制度ヲ實施ス
- 二 臨時工ハ改羊六月業務改善研究會ニ於テ決定セル規約通り實施ス
 但シ規約ニ依リ 既ニ一年以上ニ至リ臨時工タル者ハ其ノ理由ヲ調査シ
 上本備トス
- 三 退職手當ハ 昭和七年四月一日制定ノ 別表ニ四日分宛ラ増加ス